

令和7年度 第1回 神奈川県児童福祉審議会社会環境部会

少年の立ち直り支援の現場から ～近年の少年非行の傾向とその背景について～

内容

- 少年院について
- 少年院在院者の特性等について
- 少年院在院者が有する困難等への対応と限界について
- 若者が有する困難と地続きである「非行」について
- 困難を有する若者支援策の課題等
- 困難を有する若者像
- 目指すべき若者の状態像
- 困難を有する若者特有の支援の在り方
- 困難を有する若者特有の支援体制の整備

久里浜少年院長 上野

(前こども家庭庁支援局虐待防止対策課企画官 (こども若者支援担当))

少年院について

- 少年院は、家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する法務省所管の施設です。全国に43庁（うち、分院6庁、女子少年院9庁）あります。
- 少年院では、在院者の特性に応じて矯正教育その他の健全な育成する処遇を行うことにより、改善更生及び円滑な社会復帰を図っています。



少年院 とは？



- 少年院では、非行をなくし、健全な社会人に成長させるための矯正教育を行っています。矯正教育の内容には、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導の5つがあります。それらを適切に組み合わせ、体系的・組織的に実施しています。
- 少年院処遇は、個別担任制による、個人別矯正教育計画に基づいて実践されます。
- 出院後、円滑な社会生活が送れるよう、在院者を支援する社会復帰支援、そのほか、保護者への働き掛け等も行っております。



少年院処遇は、おおむね11月間で行われます（家庭裁判所の処遇勧告により、4か月、6か月、18か月、24か月の処遇期間もある。）。

- 入院から出院までの期間を3つの段階に分け、各段階ごとに具体的な到達目標を定め、段階ごとに改善更生や社会復帰に必要な力を身に付けられるように指導しています。
- 入院直後は、3級から始まり、その後、2級、1級に段階が進めます。各段階への進級は、毎月の成績の評価によって決まります。
- 在院者のほとんどは、仮退院といって、出院後、社会の中で、保護観察官や保護司による保護観察を受けることとなります。

少年院在院者の特性等について

在院者の被虐待歴・被虐待経験等

- 新収容者の被虐待経験の推移について、新収容者数が減る中、「虐待あり」の割合は、増えている。
- 小児期逆境体験では、保護観察処分少年に比べて、少年院在院者については、「家族から、殴るけるといった体の暴力を受けた」、「家族から心が傷付くような言葉を言われるといった精神的な暴力を受けた」等の割合が高かった（令和5年版「犯罪白書」）。

在院者の発達上の課題

- 新収容者の精神診断別構成比の推移について、新収容者数が減る中、「発達障害」の割合は、増えている。発達障害と診断されていなくても、コミュニケーションを取るのが苦手な者は増えている。
- 少年鑑別所において軽度知的障害が判明する場合もあり、障害受容ができない在院者、保護者は少ない。

在院者の教育程度の状況

- 男女とも中学卒業が減り、高校中退、高校卒業の割合が増えている。

在院者の引受人の状況

- 少年院出院者の出院時引受人別構成比では、実母の割合が高い。この傾向は年々強まっている。

非行の傾向

- 非行名別構成比では、男女とも、詐欺が増えている。
- 単独による非行が増えている。
- 少年による特別法犯の検挙人員の推移では、大麻取締法違反や大麻使用歴のある者が増えている。

少年院在院者が有する困難等への対応と限界について

被虐待歴・被虐待経験等のある在院者への対応

- 自己肯定感が低く、どうせ俺なんて、自分で決められない、親や友人の顔色を窺ってしまう、すぐにいじけてしまう、投げ出してしまう等の傾向があり、また、大人への不信感が強く見られる。
- 職員は、在院者を一人の人格を持ったものとして認める／じっくりと話や意見を聴き、在院者が安心して意見をいったり、話をしたりすることができる相手であることを認識させる／その上で、当該者にとって、一歩踏み出す選択肢を複数提示し、在院者自身が、親や職員の人の顔色を窺って決めるのではなく、自ら選択する又は自ら選択したかのように導く。その繰り返し。
- 例えば、体育指導や特別活動指導等の在院者の興味を持つ活動を通した職員とのやり取りの中で、在院者が、「この先生方（職員）を頼っても良さそうだな。」と思わせる関係性を作り出す。

在院者の発達上の課題への対応

- 少年院在院者に対する発達障害支援ガイドライン、発達障害を有する在院者の研究結果を活用する。
- 医師に相談し、必要な投薬を行う（医療支援）。

在院者の教育程度状況への対応

- 教科指導、学習支援等による学び直し。
- 高等学校卒業程度認定試験の受験等。

在院者の引受人の状況等への対応

- 保護者等のへ協力の求め（例：少年院への行事への参加、保護者面談等）を行う。
- 保護者等が引き受けない場合は、住込就労先に繋ぐ（就労支援）。
- 複合的な困難に対応するため、社会復帰支援による多機関連携を重視している。

非行傾向等への対応

- 特定生活指導（性、暴力、薬物）
- 非行性の解消に特化した指導プログラム
 - ・ 特殊詐欺非行防止指導
 - ・ 大麻に関する指導教材、基礎知識集 等

限界
あり

- ◆ 少年が戻る社会、特に、家庭、学校等の包摂力が低下し、社会的脆弱性が拡大
- ◆ 少年院出院者を受け入れる企業等の実情
- ◆ 非行を含む困難を有する若者を伴走支援する力量のある団体や支援を行う拠点等が少ない。

こども・若者が有する困難と地続きである「非行」について

(※) 地続き：困難を有する者が非行を行うという意味ではないことに留意

各種
困難

= 困難を有するこども・若者

非行のある少年

- 被虐待歴
- 発達上の課題
- 生活困窮
- 一人親
- いじめ
- 不登校・ひきこもり
- 低学歴・低学力
- 18歳の壁
- 孤独・孤立

- 希死念慮
- オーバードーズ
- アディクション
- 機能不全家族
- 家庭内暴力
- ヤングケアラー
- 精神疾患
- 外国ルーツ
- 無職・無業

非行
関連

- 闇バイト
- 特殊詐欺
- 半グレ・暴力団
- 違法薬物使用
- 歪んだ認知
- 暴力的支配

非行を含めた様々な若者の困難に対応
する必要性

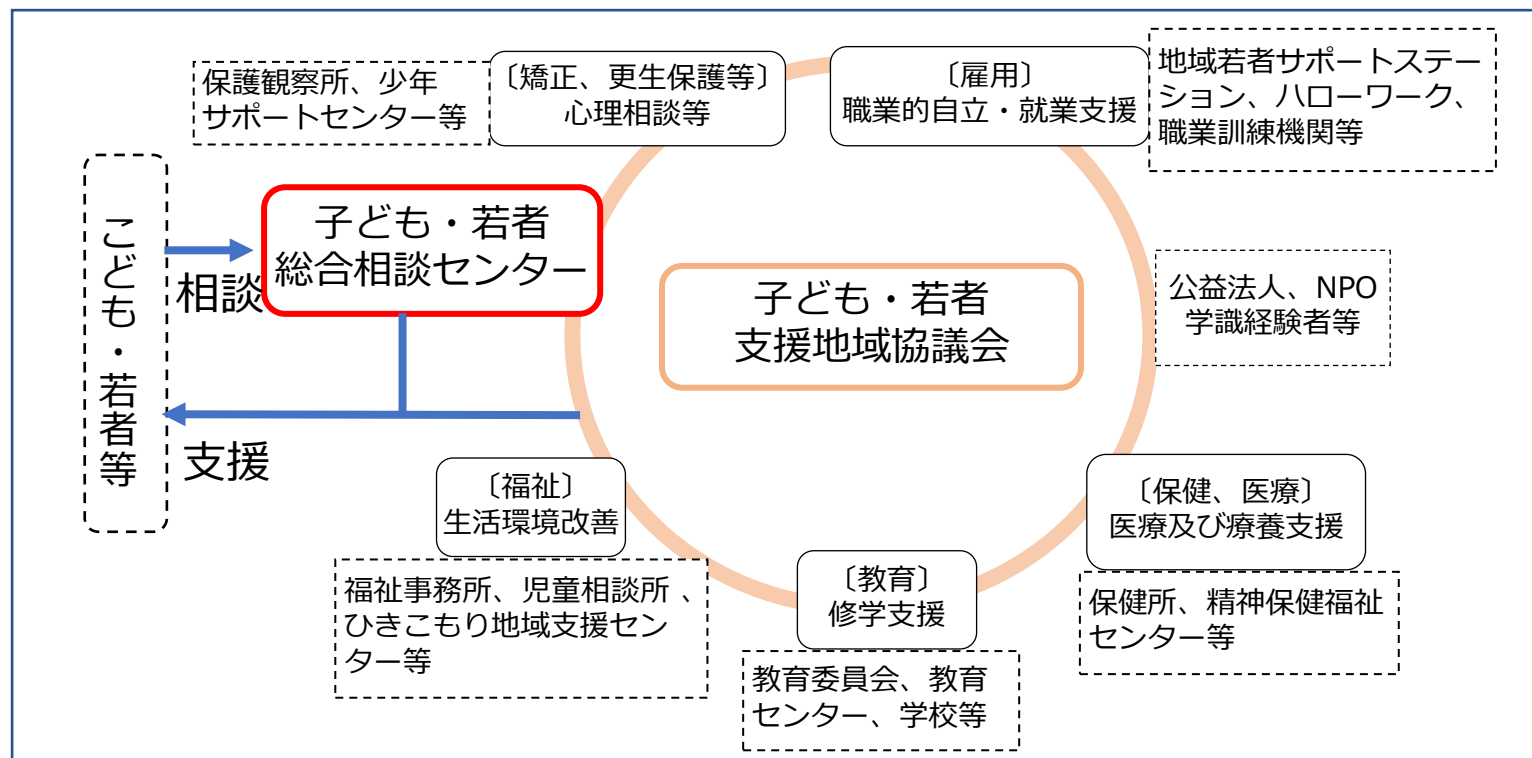
子ども・若者支援地域協議会 / 子ども・若者総合相談センター

●子ども・若者支援地域協議会

社会生活を営む上で困難を有するこども・若者への支援に関し、教育、福祉、保健、医療、矯正、雇用等の関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るためのネットワーク（2024年4月1日現在、142の地方公共団体が設置）

●子ども・若者総合相談センター

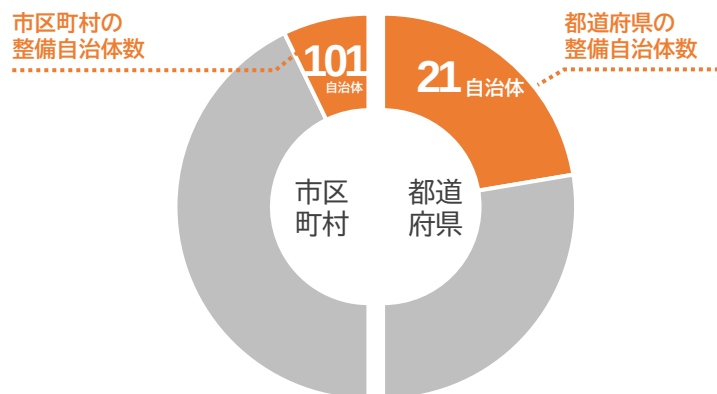
こども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供・助言を行う拠点（2024年4月1日現在、122の地方公共団体が設置）



困難を有する若者支援策の課題等

現 状

子ども若者総合相談センターの設置状況



- こども・若者支援担当の施策を実現するための機関でもある子ども・若者支援地域協議会・子ども・若者総合相談センターの設置が伸び悩んでいる。
- 困難を抱える若者への支援体制も十分でない。

支援対象の多様化



- 子ども・若者が抱える困難が多様化する一方、子ども・若者育成支援推進法や運営指針では、不登校やひきこもりなど、一部の支援対象にしか触れられておらず、支援方法も明確になっていない。

課題等

国が、支援を必要とする若者とはどのような若者か、どのような若者支援が必要なのか、行すべき予算事業等を明確に示して来なかったことに原因の一つがあるのではないかと考えられる。

困難を有する若者像（支援が必要な若者たち）

若者が置かれた時期（移行期）

- ◆ 若者期は、社会的自立に向けた重要な移行期であると同時に、支援の途切れやすさや家庭環境の格差により、多様な困難を抱えやすい時期

最近の若者の特徴等

- ◆ 我が国特有の家族関係や親との相互依存関係に縛られて、自立しようとしても、離家することが難しい。
- ◆ 移行期等に至るまでに、被虐待歴、発達上の課題等を有することから、移行に必要な能力等が十分に備わっていない。
- ◆ 近年、家庭や学校の包摂力が低下しており、社会的脆弱性が高まっている。

困難を有する若者像

- ◆ 生きる意欲がないこと（又は乏しいこと。）。
- ◆ 発達上の課題を有すること。
- ◆ 18歳の壁があること（18歳前後のタイミングで国による支援施策が薄くなっていくことが自治体や現場の実態としてあること。）。
- ◆ 外から見えにくかつ複合的な困難を有すること等

（※）こども家庭庁 令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の実態等に関する調査研究」（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社・令和6年3月）

目指すべき若者の状態像

目指すべき若者の状態像

若者自身により又は周囲の支援を受けながら、若者自身の有する課題を解消ないし縮小化し、一人以上の他者との繋がりを持ちながら、その人らしく、地域に溶け込んで暮らすことができる状態

<説明>

- 理想とすべき若者の状態像としての価値観を押し付けるものではない。
- 「若者自身により又は周囲の支援等を受けながら」とは、若者が抱える生きづらさは、本人が解消できればいいが、本人には難しい場合は誰かの助けを受けながら解消等ができればいいことを示している。
- 「解消ないし縮小化」とは、生きづらさは解消できればいいが、実際にはできないものもあり、一生に渡り、上手い付き合いをしなければならないものもあるので縮小としている。
- 「一人以上の他者」とは、「人は社会的動物である」といわれているように、人は、他者との関係性の中で、喜び義等を見出したりするものであり、例えば、ひきこもり状態の人は、せめて誰か一人と繋がってほしいことから挿入している。
- 「その人らしく」は、上記とも関連するが、目指すべき若者像として、何か国家が望む一定の型にはめようとしているのではないことを示すために挿入されており、**被支援者の自己決定を尊重することを意味している。**
- 「地域に溶け込んで暮らすことができる」は、単に、地域の普通の一員として暮らすレベルを示している。
- 伴走型支援は不可欠であり、当該若者の利益のために積極的に働き掛ける場面があると思われるが、被支援者の人権保障の観点から、全体として、支援は消極的パターンリズムの範囲内に止めつつ、自己決定能力が適切に形成されることに配慮して支援を行う必要がある。

困難を有する若者“特有”の支援はあるのか。

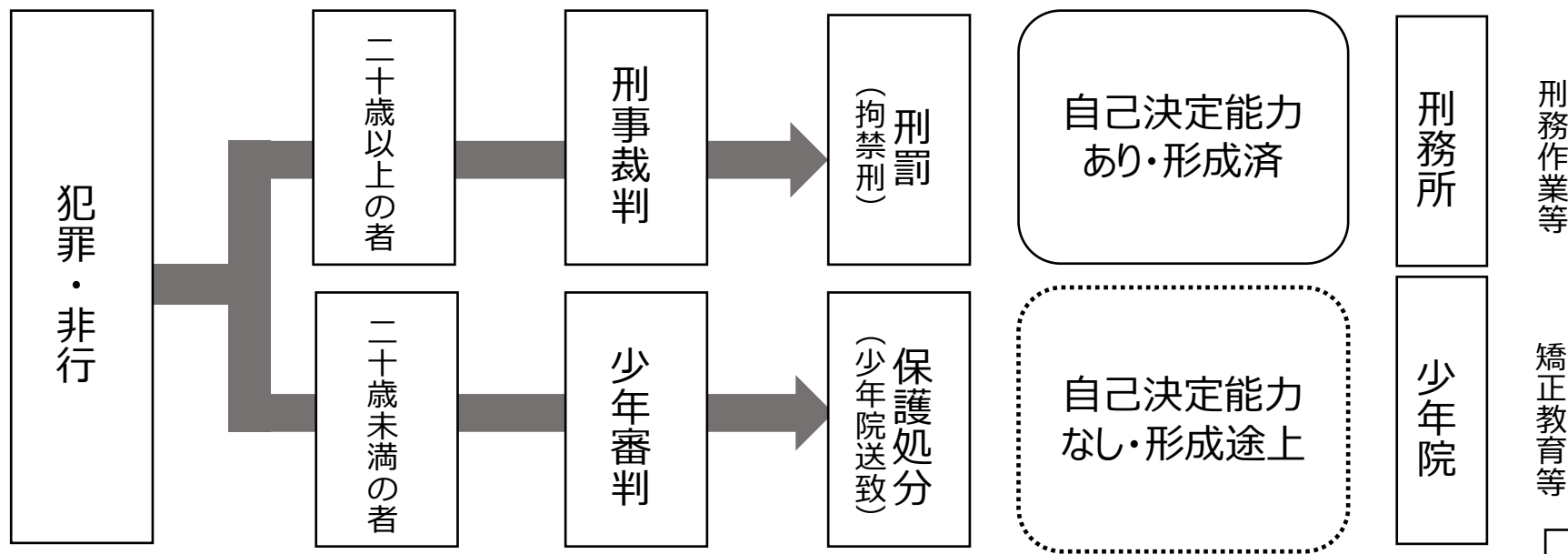
若者特有の支援をめぐるいろいろな考え方等

- ◆ 法制上は、18歳を境に、こどもと大人で分かれることから、18歳未満であれば、こども期の支援の枠組みで、18歳以上であれば、大人期の支援の枠組みで対応すれば足りるということ（**大人期の支援への繋ぎ、大人期の支援を借りて行うこと**）になり、若者特有の支援はないのだろう。
- ◆ 若者支援とは、すなわち「**移行期**」支援である。

若者特有の支援はあるのか？ないのか？

一つの
考え方

我が国の刑事司法制度・少年司法制度



少年院処遇の特徴（本質）について ～ きめ細かい処遇 ～

- 少年院では、個別担任制による、個人別矯正教育計画に基づく矯正教育を行っている。
- 起床から就寝まで、「顔の見える職員」が処遇を行い、少年院の全職員が一体となって、処遇に取り組んでいる。
- 「個」を大切に、集団処遇の中で、他者との相互作用を生かしつつ、個別のフォロー（ケア）を充実させている。



- 少年院法（平成26年法律第58号）では、少年院処遇の原則として、少年院法第15条第2項に、「最善の利益を考慮した処遇」（最善の利益の考慮）を規定している。
- 最善の利益を考慮した処遇とは、在院者を一人の人格を持った者と認めて正面から向き合い、在院者の意見を十分に聴いた上で最善の利益をもたらすと考えられる選択肢を提示し、在院者自身がそれを自ら選択できるように在院者を導くという営みである（法務省矯正研修所編「研修教材 少年矯正法」31頁）。

参考

刑務所処遇の特徴

- ◆ 刑務所では、基本的に集団管理中心であり、大多数の受刑者の中で、「個」としての受刑者が埋没してしまう可能性がある。
- ◆ 工場は工場担当（刑務官）、改善指導は教育専門官、夜間は夜勤職員が処遇を行っており、分業化が進んでいる。

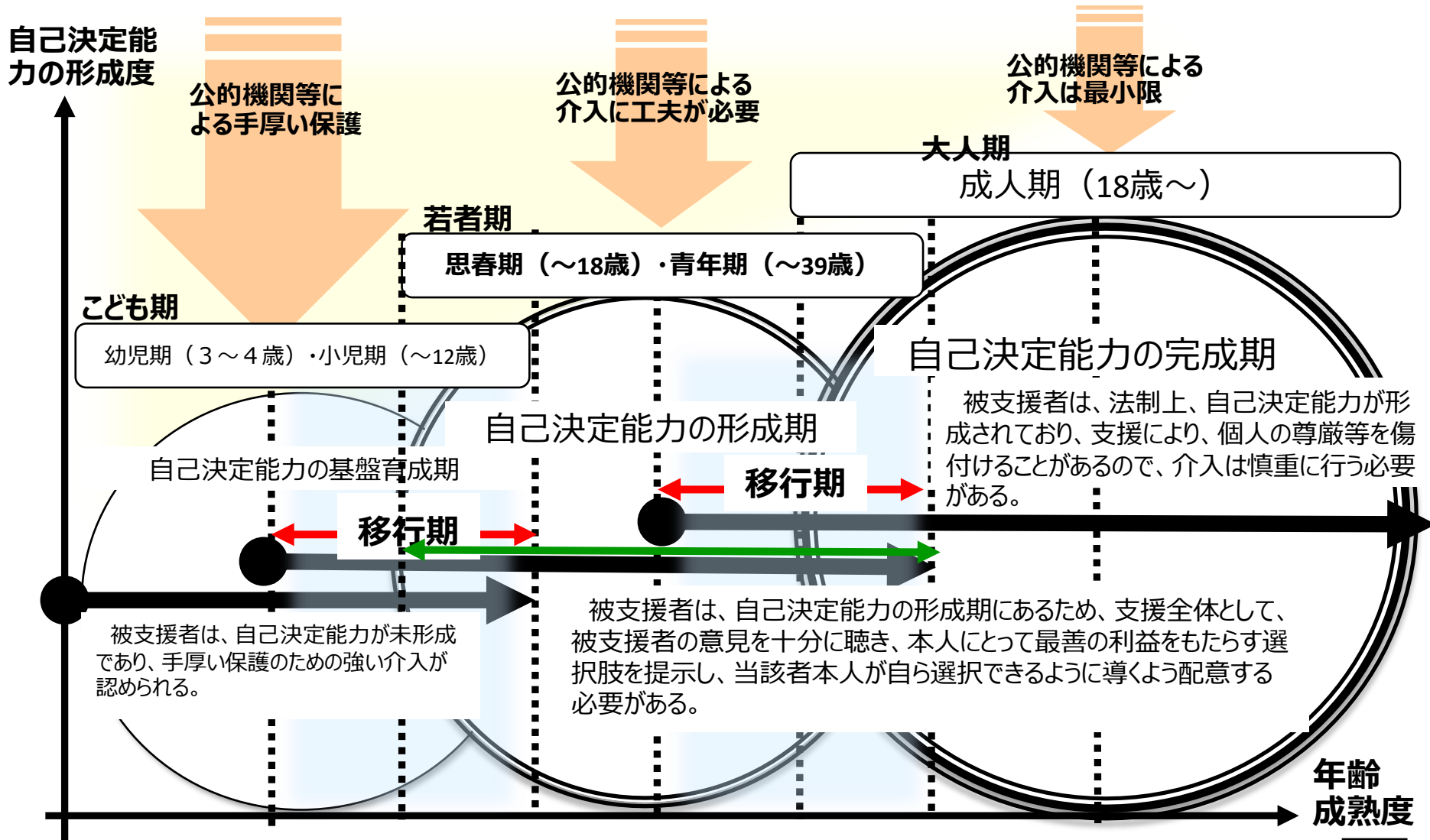


矯正
教育



困難を有する若者特有の支援

～ 発達段階別の自己決定能力の形成度に配慮した支援の在り方 ～



① 自己決定能力の適切な形成への配慮

(※) 周囲のサポートを受けながら自分で決めたり自分らしく行動する能力のこと。



困難を有する若者支援の現場から

若者支援団体に対するヒアリングでは、（支援に関わる若者の中には）自己肯定感が低く、無気力であり、また、一歩踏み出す意欲、生きる意欲がない者が多いため、例えば、フットサル、ボードゲーム、筋トレ、釣り、オンラインゲーム、バンド活動等の“遊び”を通した支援者との関わりやただ一緒にいる・寄り添う・おしゃべりするだけの時間を過ごす中で、まずは、若者が、「この人たちを頼っても良さそうだな。」と思わせる関係性を作りだし、若者自身が自ら「この人たちを頼ってみよう。」と思わせているのだという。

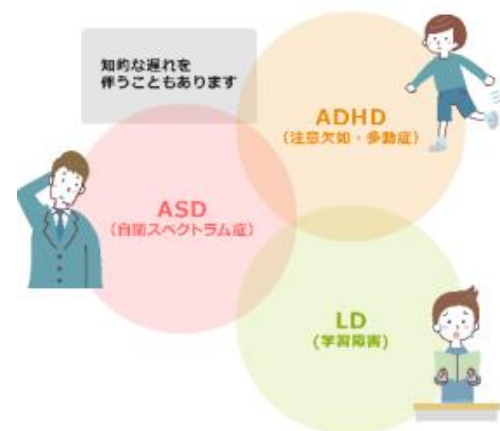
- 支援者は、被支援者である若者を一人の人格を持ったものとして認める／まずは、じっくりと話や意見を聴き、支援者が安心して意見をいったり、話をしたりすることができる相手であることを認識させる／その上で、当該者にとって、一歩踏み出す選択肢を複数提示し、若者自身が、親や周囲の人の顔色を窺って決めるのではなく、自ら選択するように導く。
- 自己決定能力の適切な形成への配慮は、全ての困難を有する若者の支援に適用される／自己決定能力は、全ての権利の基礎である自己決定権を支える根源的な能力の一つであり、被支援者の権利・人権にも関わるものである／よって、支援モデル（論）において、自己決定能力の適切な形成への配慮を若者特有の支援の在り方の基礎とすることは合理性がある。

② 発達上の課題等への配慮

困難を有する若者支援の現場から

「ひきこもりになったのは、職場での対人関係の不調があり、その原因としては、自分の障害に起因する、遅刻や仕事上のケアレスミスが多さがあったと思われる。」、「児童期にADHDと診断された人のうち、40～60%程度が成人期まで症状が持続し、幼少期に大きな不適応がみられない場合にも、実行機能の社会的な必要に迫られる青年期から成人期に障害が顕在化する。」と指摘されている。

- 困難の遠因又は背景には、発達上の課題があることが指摘されている。
- 発達上の課題は、若者期に表出することが多いこと、発達上の課題を有する若者に対応するには、発達上の課題等を有する者の特性に対する理解や一定の対応スキルが必要であることから、発達上の課題等への配慮は、若者特有の支援における方法の一つとして位置付けられるだろう。



③ 移行期であること（18歳の壁）を踏まえ、各種困難に応じた支援への繋ぎ等

困難を有する若者支援の現場から

若者期は“移行期”であるといわれている。調査研究によると、実態としては**18歳前後**のタイミングで国による支援施策が薄くなっていくことが確認されている。いわゆる「**18歳の壁**」といわれる。



- こうした「**18歳の壁**」に対しては、支援を必要とする者を取りこぼさないようにするため、具体的な支援として、①要保護児童対策調整機関から子ども・若者支援調整機関に支援に必要な情報を提供する、②子ども・若者総合相談センターが要保護児童対策協議会の構成機関に加わることにより、子ども・若者総合相談センターが、こども家庭センターで対応している**18歳未満**のこどもを早めにキャッチし、**18歳**に達した後も、切れ目のない支援を行う。
- 支援を必要とする若者をキャッチするために、こども家庭庁の虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチによる食糧支援、SNS等のツールを活かした相談支援、校内カフェ、また、役所の中に相談窓口を置かず、子ども・若者総合相談センター事業を民間支援団体に委託し、街中にある民間支援団体等に窓口を設けて、相談しやすい工夫や相談の敷居を下げる等。

④ 複合的な困難があることを踏まえ、各種困難に応じた支援への繋ぎ等

困難を有する若者支援の現場から

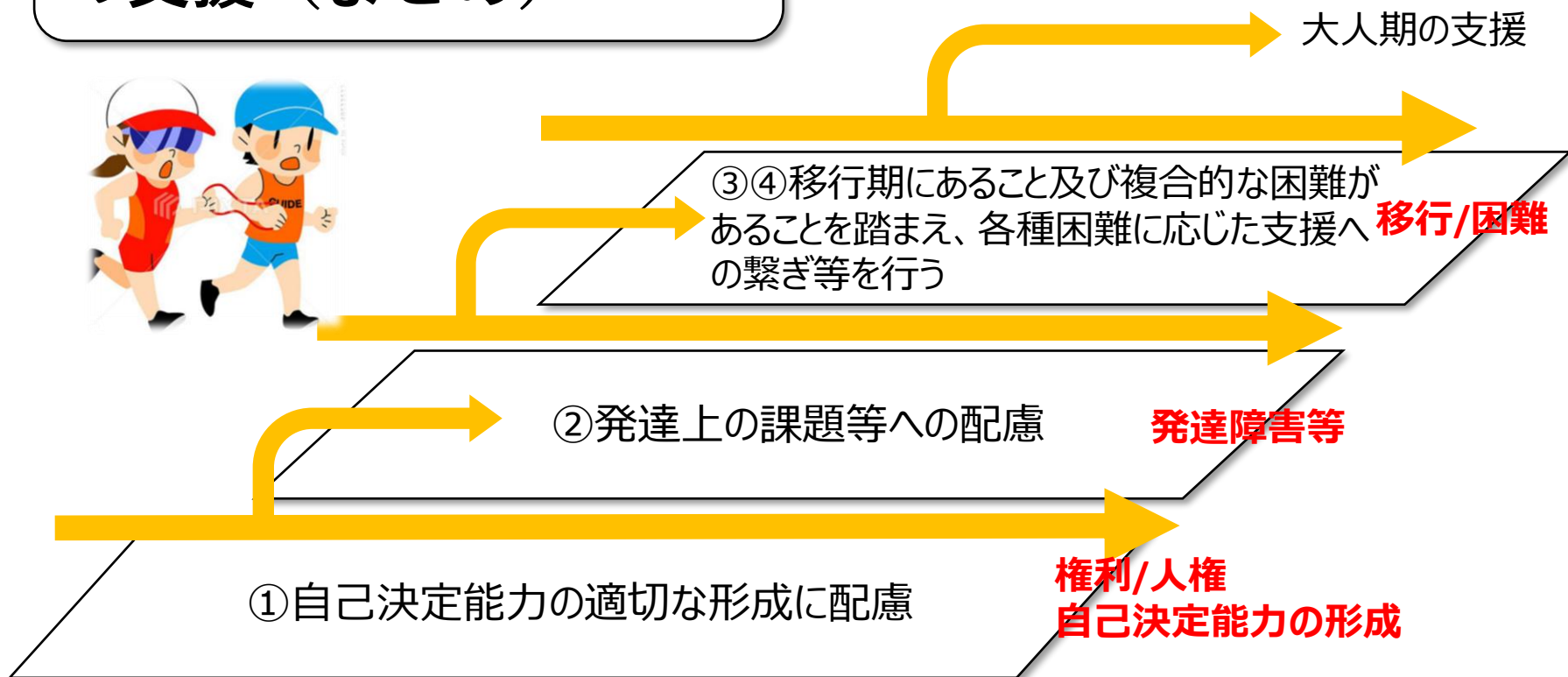
- 移行期のこども・若者の困難性やその背景は様々であり、かつ、複合的であり、当人の置かれた状況によって支援の入り口も関わりのプロセスも様々である。例えば、不登校に至るまでの本人や家庭の状況、学校や地域等における大人との関係性など、本人を取り巻く状況を丁寧に把握し、どのような立場の支援者がどのようなアプローチを行うことが効果的なのか等、支援の方法を個別に検討していくことが求められている。
- 困難の複合性については、例えば、豊橋市によると、困難さの数の合計から平均を求めると、一人当たり2.7個の課題を抱えているという。

複合的な困難に対応するため、子ども・若者総合相談センターは、地域若者サポートステーションやひきこもり支援センター等と密接に連携し、それらの支援機関等に繋ぐことに加え、例えば、既存の大人期の支援への申請手続についても、支援者が一緒に行う（同行して行う）こと、支援の申込書の書き方の教示、支援窓口への連絡、面接への同行等の伴走型できめ細かい支援が必要であろう。



困難を有する若者特有の支援（まとめ）

困難を有する若者特有の支援（まとめ）



伴走型できめ細かい対応が基本(前提)で、①、②、③及び④

困難を有する若者特有の支援体制の整備と期待

- 困難を有する若者特有の支援には、手間と、費用が掛かり、また、若者への理解もあり、相応の対応ができる人材も必要となるだろう。
- 困難を有する若者支援としてやるべきことが明確になれば、行政窓口で、片手間で対応することは難しくなる。そこで、実際の支援は、フットワークも軽い、民間支援団体の力を借りることが多くなるだろう。
- 子ども・若者総合相談センター業務を委託された民間支援団体が、幾つかの他の事業（例えば、サポステ等）を受託し運営することによって、また、（これまでと同様に）他の関係機関等の必要な支援に繋ぎつつ、それぞれの事業の限界を補い、穴のない連結した支援体制を構築して対応する、まさしく困難を有する若者支援の拠点となることが、同センターの基本的な支援体制の在り方になろう。
- 国は、こうした支援やその在り方を通知などの書面により明確に自治体に示すべきであり、早急に、困難を有する若者に対する支援体制の構築が期待される。



地域で支える（支援につなぐ）／居場所・相談・支援の一体化